

## 調停条項

- 1 被申請人〇〇は、平成 17 年 12 月 5 日までに、別紙の斜線部分（2 階のテラス部分のうち、防音壁より西側）にある業務用冷暖房室外機 3 台の使用を停止し、平成 18 年 1 月末日までに、これらを撤去することとし、申請人らはこれに協力する。但し、〇〇は、撤去工事の日程について申請人らと協議する。なお、被申請人らは申請人らに対し、当該撤去以後、別紙の斜線部分に騒音の原因となる機械等を設置しないことを約束する。
- 2 申請人らは、将来、〇〇が本件建物において使用する冷凍冷蔵ケース室外機や第 3 項に定める空調設備の室外機を更新することを認める。但し、この場合には、申請人ら住戸に対する騒音、振動、低周波音の影響を除去または軽減する方法について双方誠意をもって協議し、〇〇は、申請人らの要望に配慮して措置する。
- 3 〇〇は、新たな業務用冷暖房室外機を別紙の場所に設置することとし、申請人らはこれに同意する。但し、〇〇は、設置工事の日程等について申請人らと事前に協議する。
- 4 〇〇は、新たな業務用冷暖房室外機の設置に際し、架台の材質に留意する等騒音・振動の発生の防止に努めることとし、新たに設置する業務用冷暖房室外機が、窓を閉じた状態の申請人ら住戸の屋内でバンド中心周波数 1 Hz から 200 Hz において「気になる一気にならない曲線」を超える騒音を生じさせた場合、吸音板を設置する等騒音の軽減のため必要な措置を講じるよう努める。

注；「気になる一気にならない曲線」

INC 調査報告書 17 頁

“中村他「低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究」昭和 55 年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究”による「音が気になる一気にならない（50%値）」の評価値

- 5 被申請人らは連帯して、平成 17 年 11 月 30 日限り、申請人らに対し（連帯債権）、損害賠償（過去分）として金〇〇万円を、申請人らの指定する銀行口座に振り込んで支払う。
- 6 〇〇は、平成 17 年 7 月 15 日から業務用冷凍冷蔵ケース室外機 4 台を騒音振動の低いものに更新するまで又はこれらを撤去するまで、申請人らに対し（連帯債権）、損害賠償として 1 日当たり金〇〇円を支払うこととし、平成 17 年 11 月から毎月末日限り、当該末日までの分を申請人らの指定する銀行口座に振り込んで支払う。但し、平成 17 年 7 月

15日から同年11月末日までの分については、前項の銀行口座に振り込んで支払う。

7 申請人らは、被申請人らに対するその余の請求を放棄し、申請人と被申請人らは、本件に関し、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

8 本件手続に要した費用は、各自の負担とする。

以上

(別紙省略)